

「竹園寺宗旨証拠帳」について

石
尾
芳
久

竹園寺は、島根における鉢屋寺、乃木光垂寺・宇賀円福寺・福富竹園寺の三ヶ寺の一つである竹園寺のことをいう。この竹園寺は「出雲国意宇郡寺院明細帳」によれば、かつて東本願寺派であったということが判明するが、その後、延享五年に真宗仏光寺派に転派したという由緒が記載されている。その由緒は次の通りである。

勸請年号千支月日不詳宗祖見真大師第十三世孫東本願寺宣如上人法第三知開基其後延享五年戊辰七月第七世住諦定仏光寺末ニ転派ス

しかも今一つ注目すべきは、この竹園寺門徒と時宗との関係が深いということ、**「宗旨証拠帳」**にも両派の宗徒の縁組を記載した事実が認められる。このことは、金井清光氏の『一遍と時宗教団』という研究によれば、その四〇四頁に、時宗教団が本願寺の蓮如の活動により圧倒され、むしろ急速に本願寺教団に吸収されたということが立証されている。そのことは単に時宗から本願寺教団へという転派の過程を意味するというのみではなく、時宗を支えている階層とこの時期の本願寺教団を支えている階層のある意味の共通性を示唆するものと思われる。時宗を支えている人々は中世の非人と呼ばれる人々であり、その実質は遍歴職人層であった。このことと時宗の異形聖との関係、異形聖と遍歴職人層との関係ということがあらためて考慮されなければならないであろう。島根における本願寺教団の中の鉢屋寺に時宗との関係が深いということは、この意味では中世非人層との系譜を示唆するかのごとく思われる。ただし、いうまでもなく近世非人と中世非人との間には重大な断層がある。ただ系譜的意味を特に強調するとすれば、そこに一脈の系譜が看取される場合があるということのみである。

島根における鉢屋層の原型ということは何を意味するのかという点について参考となるのは、『近世中国被差別部落史研究』の藤沢秀晴氏論文とくに一六五頁に登載された永禄八年十月一日付の文書である。原文は次の通りである。

はち屋掃部永々籠城仕候段神妙候、殊今度毛利取懸之刻、於其抱口合戦場、以鉄砲敵数人討捕候事忠儀候、就夫分国中弦指はちや親分申付候、向後不可有相違候通、可被申付候、仍状如件

永禄八年十月一日

義 久(花押)

河 本 左京亮 殿

藤沢氏は、これを読み下して次のごとく述べている。

はち屋掃部、永々籠城つかまつり候段、神妙に候、ことに今度毛利取り懸りの刻、その抱え口の合戦場において、鉄砲をもって敵数人を討捕り候事、忠義に候、それについて分国中の弦指はちや親分を申付け候、向後相違あるべからず候通、申付けらるべく候、仍て状件の如し

永禄八年十月一日

義 久(花押)

河 本 左京亮 殿

この文書は様々なことを示唆するが、はち屋掃部が鉄砲をもって敵数人を討ち取ったということは、この人が、あるいはこの時期の鉢屋層の一部が雑賀衆と同じように鉄砲衆であったということを示唆するものである。しかも「弦指はちや」と述べているのは、弓弦を作る人のことである。上方ではこれを「つるめそ」といい、卑賤視された呼称では、祇園社に属している犬神人と称された人々が、「つるめそ」ともいわれて弓弦を作っていたのである。この意味で武器職人層であったということができよう。鉢屋層というものの原形が「つるめそ」、弓弦を作っていた

人々、武具職人層であり、その人々が、後に雑賀衆と同じように鉄砲衆を構成していたということが判明する。ただし、注意すべきは、雑賀門徒というのは末々の門徒であって、いずれも寺内町たる大坂の本願寺を守護する重要な身であり、市民たる門徒であったということである。ところが、この島根の永禄八年の史料においては、すでに市民た分る門徒ではなく尼子氏の傭兵として使役されているという事実が認められるのである。鉢屋層は傭兵的な武装集団を構成する人々であった。すなわち、純粹な職人層ないしは宗教的自治都市を構成する市民たる職人層ではなくして、戦国武士団の傭兵軍に転化し得る職人層であったという点に雑賀門徒―末々の門徒との重要な相違がある。

この問題について、私はかつて『民衆運動からみた中世の非人』という著作において触れるところがあった。この著作の一一一頁において、中世の非人たる「坂之者」というものの実質が土木事業に従事する職人であるということ、しかもこの人々が家父長的な関係とは異なる組織をもって編成されたということを指摘したことがある。

さらにこの著作の一一五頁には、次のような史料（三浦圭一氏指示）をあげている。

〔秋田県松岡経塚出土経筒の銘文〕

大工草賀部国清

寿永三年大歳
甲辰三月日

大勸進僧□□

大檀主尼殿

結縁之衆僧仲西

父僧永尊

〔竹園寺宗旨証拠帳〕について

大工草賀部は河内丹南鍛冶集団の一族の草部・日下部の系統をひくものである。いずれも中世における救済宗教を起こした叡尊すなわち西大寺派の律宗の信仰の系統にある人々であった。この人々は救済宗教を深く信じ、その勸進活動、すなわちその実践活動としての様々の職人的仕事に携わっていたのであって、とくにそれが宗教的自治都市形成の方向に進むという、発展を示していたことが重要である。

この著作一一六頁には、次のような「中臣裕賢記」一文永二年十月廿五日条の史料を挙げている。

一同日、巳剋、一ノ井ノ橋ヨリモ比^(北)へ二段許上へアカリテ、死人童在之、当時不知所殺也、以代官裕春令申入寺畢、奏者出雲都維那寛乘任先例ヒモリニ仰付テ、於非人可取退之由加下知之処、如鹿者ヲコソ取退候へ、此ハ死人ニテ候へハ、非人モ難治之由令申敷ト申之間、所詮申公文所候テ、自是蒙仰テ可加下知之由申間、以神殿守春任令申公文所了、即領状也、其間可引、四目之由令下知畢、寺家御返事、能々可有尋御沙汰之由也、此所若宮為進止方之間、任嘉禎二年死人、如此致沙汰也、其後未剋許、非人二人来テ取退畢、

この人々が行刑に携わるということを能う限り自ら禁止するという自己肅清をおこなっていた。端的にいえば、非暴力主義の道をとろうとしていたということが判明する。このような中世都市の源流は中世において散所ともいわれていた。この点については私の著作の三七頁から三八頁にかけて述べているが、この散所に居住する人々の中には様々な身分の人々が存在し、下人とも称される人々が多数存在していたということが推定されるが、奈良鸚鵡卿においては塩の販売に関係していたということが三浦圭一氏によって立証されている(「中世後期の散所について」)。しかも注目すべきは、この散所の下人というものが自らを解放しうような、そういう身分解放の状況にあったということであって、このことは散所が中世都市の源流であり、中世都市にむけられたところの、あるいはそれを包括するところ

の外面的な卑賤視を突破して身分解放の運動に進む、身分的差別をのりこえる方向を歩みつつある、ということがその原型において示されているということを観察しうるであろう。

本著作六六頁には、これは脇田晴子氏の指示に拠るのであるが（『日本中世商業発達史の研究』、淀、山崎の散所山科散所等多くの散所が海陸の交通の要衝に設定されているが、その散所において馬借集団が形成されていたと述べる。したがって、散所は土一揆あるいは徳政一揆の拠点でもあったという推測をなしているのである。このことは散所——中世の宗教的自治都市の不入権獲得の運動（自治活動）を意味するというように理解することができるであろう。このような方向を中世における遍歴職人層というものは歩みつつあったのであり、その歩みが救済宗教のすべての身分差別、現実の悲惨な状況とか重い病に苦しむ状況というものを克服するという解放的信仰を核心としていた連帯を中心として、そのような実践的な活動、不入権（自治権）獲得の運動をなそうとしていたことを示すものである。

この点は、最近、公にされた笹本正治氏の『戦国大名と職人』においてさらに確かめることができるであろう。この書物では、二〇四頁に「天文七年（一五三八）三月九日、後北条氏は長岡（静岡県田方郡伊豆長岡町）の『かわた九郎多もん』に、伊豆国中華（皮）作の人数と住所を示し、『右、此かわた、上より出かわ、無沙汰なく仕可上、此ほか御用之かわ被_二仰付_一候ハ、無沙汰なく可_二尋出_一、或ハ人之被官ニ成、又ハ不入之在所へ越ものハ、可_二成敗_一者也』（『神』六七〇五）と命じた。」と述べて、武器職人が戦国大名たる後北条氏の武器集積の仕事の一端を役として担わされているということを明らかにしている。しかしながら、この史料の重要な点は次の文にある。「或ハ人之被官ニ成、又ハ不入之在所へ越ものハ、可_二成敗_一者也」とある点である。すなわち、人の被官になる、外の人と主従契約を結ぶ、後北条氏の統裁下にある「かわた九郎多もん」が自由な主従契約を結ぶこと、あるいは自由な主従契約に

よって自らを解放するという運動の道を歩むことを禁じているという点が一つであり、第二点は「不入之在所」へ行く者は成敗する、死刑をもって報いる、となしている点である。「不入之在所」とは何かといえ、不入権を獲得した居所ということで、不入権を獲得した中世末期の都市のことを意味すると考えられる。この不入権を獲得した都市の市民になるという方向、その方向の運動に入るということを死刑をもって禁じているのである。

同じ頁には、紺屋の史料についてやはり不入権を獲得するという行動を厳禁している史料を挙げている。それは次の通りである。

伊豆奥下田、相模(高座郡)一之宮、河名、本郷(高座郡)、岡戸(高座郡)、鶴間(高座郡)、当間(高座郡)、土屋之内七次(高座郡)、津久井料、但シ中郡ハ可レ取、座間(高座郡)、瀬谷(高座郡)、三浦浦之郷、右之在所、不入与申、紺屋役不レ出候、曲事、堅申付可レ取、若猶トカク申、不レ出候ハ可レ取、申上、他郷江越シ候共、其在所迄タビシ、役□迄可レ取者也、仍如レ件、

(天正十三年カ)
酉十月廿三日 (虎朱印)

京紺屋津田

〔『神』九一二六〕

このことは極めて重要な問題を意味するのであって、このような中世の非人といわれる遍歴職人層が救済宗教を核心として身分を上昇しうる、あるいは仲間意識——連帯意識——をもつことができるというような、一切の権力の介入を拒否しようとするようなそういう不入権を獲得した宗教的自治都市の市民たろうとする方向を歩みはじめているということを示すものであろう。その最大なるものを寺内町たる大坂に認めることができるであろう。寺内町たる大坂において合理的な裁判が行われていること、身分の卑賤感が存在しないこと、フロイスの証言にもあるように血筋の穢れといった呪術的観念をのりこえていること、(救済宗教への確信なくしては、そのような呪術の克服は不可能である

と考えられる)したがって救済宗教、後に真宗教団に受け継がれたその救済宗教というものが核心となって宗教的自治都市を形成していた、その方向に歩みつつあったが故にそのような不入権を有する在所に入ること厳禁したのである。もっとも、寺内町たる大坂の本願寺の宗主である証如は末々の門徒を傭兵として使いたいという戦国大名の要請をうけているし、その方向に働きかけた事実も存するが、末々の門徒自身からそのような傭兵としての使役ということ厳格に拒否するという非暴力主義の意志表示をなしていることは、極めて重要である。一切の権力ないしは暴力の介入を拒否する。そのためには防衛的闘争も辞さないが、単なる戦国武士団の傭兵としての使用、徹底した暴力の手段として使役されるという場合には、その源流にあるところの非暴力主義の精神に基づいてこれを拒否しているのである。ここに極めて重要な問題があると思う。中世非人と近世賤民との本質的な相違というものは、このような救済宗教に基づく身分解放の運動をなしうる賤民と、そうではなくして権力によって事実上の賤民官僚として組織された近世賤民であるという点にあり、そこには重大な断層がある。たとえ、系譜的には、あるいは呼称としては一脈の関連性を示す場合があるとしても、その本質においては重大な断層があるということを示す確乎たる事実として考へなければならぬ。

島根県の鉢屋史料が最初に戦国大名の傭兵の史料として現れているということは、藤沢氏の考察とは異なり、近世的賤民への連続の関係をその端緒において示すものとして把握しなければならないであろう。しかし、それ以外の一般の宗教的自治都市の市民への身分解放の運動も島根において確かに存在したと考えなければならないのは、石州の門徒が安芸門徒に合流して石山合戦に参加し活発な闘争をなしたという事実よりして明白である。また、そのように理解しなければ、このたび発掘された「竹園寺宗旨証拠帳」というものの本質を理解することができないであろう。

「竹園寺宗旨証拠帳」とは、宗門改帳のことをいう。「宗旨証拠帳」という名義が示すごとく宗門に関して、あるいは宗教的な思想に関して極めて厳格な関心を現わしているのである。その奥書には、例えば、天保十三年の項にもあるように、「若宗門之儀ニ付、如何様之儀出来仕候共、拙僧罷出、埒明可申候」とあり、一般的な宗門改帳の形式を踏襲するものもある。しかしながら、中にはまたこの宗旨の問題について、もしも訴人が出た場合には、どのような曲事に仰せつけられてもやむをえないというという奥書を付したものである。これは宗門の宗旨の問題について、訴人が出たというそのことだけで、それに関する審理の手続きをふむことなく、「如何様ニ茂曲事可被仰付候」とあるごとく死刑に処せられてもよいといっているものであり、このような厳格な請状ともいべき奥書の文言を付した宗門改帳は数少いといわなければならない。このことはやはり、鉢屋寺の住持、ならびにそれをかかえる村の庄屋年寄与頭が、とくにその門徒に関して、その門徒の宗旨に関して、些少の不注意によっても、死刑に処せられる場合があるということを感じせざるをえないような厳格な関心をもつべきことを要求されているのであって、この「竹寺宗旨証拠帳」なるものは、したがってかつての一向一揆の闘争に関する厳格な権力関心、勅命講和以後の一向宗徒の執拗な抵抗に関する厳格な権力側の思想調査の関心というものの伝統を受け継ぐものであるといつてよいであろう。ここに、このたび発見された「竹園寺宗旨証拠帳」の特色があるといつて差し支えないのである。(本史料は関西大学図書館所蔵文書であつて、その考証について関西大学図書館主事藤原有和氏の協力をうけることが多かったことをここに明記する。)

〔家紙〕 天保十三年

大原郡□村鉢屋真宗從寺方宗旨証拠帳

寅四月朔日 下 〱

〔印〕一谷五郎 〱 歳六拾

〔印〕女 房 〱 歳五拾四

〔印〕男子源六 〱 歳三拾六

〔源六〕 寅 歳三拾七

女房 歳三拾七

此者意宇郡□□村鉢屋寛兵衛
妹あき寅七才引越参申候 〱

源六 歳九ツ

〔印〕男子庄太郎 〱 歳三拾壹

〔付箋〕 「九郎右衛門」 〱 歳貳ツ

メ五人内男四人
女壹人

〔付箋〕 「メ七人内男五人
女貳人」

右真宗 竹蘭寺 〱

〔印〕一惣兵衛 〱 歳貳拾七

〔付箋〕 「女房 〱 歳貳拾三

〔竹蘭寺宗旨証拠帳〕 について

此者意宇郡□□□村鉢屋伊之助
女子□る寅七月引越参申候 〱

〔印〕男子久太郎 〱 歳七ツ

〔印〕祖 母 〱 歳七拾九

メ三人内男貳人
女壹人

〔付箋〕 「メ四人内男貳人
女貳人」

右真宗 竹蘭寺 〱

〔印〕一十三郎 〱 歳四拾九

〔印〕女 房 〱 歳五拾貳

〔印〕男子類之助 〱 歳貳拾九

〔印〕女子もん 〱 歳拾九

〔付箋〕 「ふさ」 〱 歳拾九

メ四人内男貳人
女貳人

右真宗 竹蘭寺 〱

〔印〕一嶋三郎 〱 歳三拾四

〔付箋〕 「岩藏」

〔印〕男子メ次郎 〱 歳六ツ

メ男貳人

右真宗

竹園寺[㊦]

人数合拾五人内男拾老人
女四人

(付箋)
「拾八人内男拾貳人
女六人」

右之通真宗当寺旦那紛無御座候、若宗門之儀ニ付、如何
様之儀出来仕候共、拙僧罷出、埒明可申候、為後日仍如
件

件

天保十三年

意宇郡□□村

寅四月朔日

竹園寺恵了[㊦]

高木権平殿

栗田歳右衛門殿

右之通寺手形堅相改、少茂相違無御座候、若乍此上不吟
味仕、紛敷宗旨御座候与訴人出候ハ、如何様ニ茂曲事可
被仰付候、為後日仍如件

天保十三年

大原郡□村

寅四月朔日

年寄佐一兵衛[㊦]

庄屋文太郎[㊦]

与頭小左衛門[㊦]

高木権平殿

栗田歳右衛門様

(表紙)
天保十四年

大原郡□村鉢屋真宗従寺方宗旨証拠帳

卯四月朔日

一谷五郎[㊦]

房[㊦]

女 房[㊦]「此者当正月相果申候」
歳六拾壹

男子源六[㊦]

女 房[㊦]「此者当正月相果申候」
歳五拾五

源六
男子源六[㊦]

女 房[㊦]
歳三拾七

同人
男子友太郎[㊦]

歳貳拾八

男子九郎右衛門[㊦]

歳拾ヲ

九郎右衛門
男子市太郎

歳三拾貳

(付箋)
「喜一郎」

歳貳ツ

(付箋)
「喜一郎」

歳三拾貳

(付箋)
「七人内男五人
女貳人」

(付箋)
「六人内男五人
女壹人」

下郡三郎左衛門[㊦]

右真宗

竹園寺[㊦]

一卯左衛門[㊦]

歳貳拾三

右真宗

竹園寺[㊦]

一惣兵衛[㊦]

歳貳拾八

女房[㊦]

歳貳拾四

男子久太郎[㊦]

歳八ッ

^(付箋)「女子たか
歳貳ッ」

祖母[㊦]

歳八拾

メ四人内男貳人
女貳人

^(付箋)「メ五人内男貳人
女三人」

右真宗

竹園寺[㊦]

一十三郎[㊦]

歳五拾

女房[㊦]

歳五拾三

男子類之助[㊦]

歳三拾

^(付箋)「類之助
男子嘉一郎 歳貳ッ」

女子ふさ

歳貳拾壹

「竹園寺宗旨証拠帳」について

メ四人内男貳人
女貳人

^(付箋)「五人内男三人
女二人」

右真宗

竹園寺[㊦]

一岩藏[㊦]

歳三拾五

男子メ次郎[㊦]

歳七ッ

メ男貳人

右真宗

竹園寺[㊦]

人数合拾八人内男拾貳人
女六人

^(付箋)「拾九人内男拾三人
女六人」

右之通真宗当寺且那紛無御座候、若宗門之儀ニ付、如何
様之儀出来仕候共、拙僧罷出、埒明可申候、為後日仍如
件

天保十四年

意字郡□□村

卯四月朔日

竹園寺恵了[㊦]

国府久馬殿

奈企勘右衛門殿

右之通寺手形堅相改、少し茂相違無御座候、若乍此上不

吟味仕、紛敷宗旨御座候与訴人出候ハ、如何様ニ茂曲事

可被仰付候、為後日仍如件

天保四年^(十四)

大原郡□村

卯四月朔日

年寄佐一兵衛[㊦]

庄屋文太郎[㊦]

与頭源右衛門[㊦]

下郡喜三右衛門[㊦]

国府久馬殿

奈企勘右衛門様

〔表紙〕
弘化三年

大原郡□村鉢屋真宗従寺方宗旨証拠帳

午三月朔日

下
└

㊦一谷五郎[㊦]

歳六拾四

源六
男子源六[㊦]

歳四拾

女子房[㊦]

歳三拾五

同人
男子友太郎[㊦]

歳拾三

男子九郎右衛門[㊦]

歳三拾五

〔付箋〕
一九郎右衛門 未

女房 歳貳拾七

此者去十一月□□村鉢屋市郎兵衛
女子むら引越参申候
└

九郎右衛門
男子喜一郎[㊦]

歳五ツ

メ六人内男五人
女一人

〔付箋〕
メ七人内男五人
女一人

右真宗

竹藪寺

㊦一刃左衛門[㊦]

歳貳拾六

〔付箋〕
「男子喜之助 歳貳ツ」

右真宗^{(付箋)男}「メ式人男」 竹藪寺

㊦一惣兵衛[㊦]

歳三拾叁

女 房[㊦]

歳貳拾九

男子助次郎[㊦]

歳拾叁

「女子しげ 歳貳ツ」

祖母[㊦]

歳八拾三

メ四人内男貳人
女貳人

(付箋)
「メ五人内男貳人
女三人」

右真宗 竹園寺

㊦一十三郎 ㊦ 歳五拾三

女 房 ㊦ 歳五拾六

男子類之助 ㊦ 歳三拾三

(付箋)
「類之助 未

女房 歳廿六

此者去十一月意宇郡□□□村
鉢屋嘉右衛門女子たよ引越參申候」

女子ふさ ㊦ 歳貳拾四

メ五人内男三人
女貳人

(付箋)
「メ六人内男三人
女三人」

右真宗 竹園寺

㊦一岩蔵 ㊦ 歳三拾八

男子メ次郎 ㊦ 歳拾ヲ

メ男貳人

右真宗 竹園寺

人数合拾八人内男拾三人
女五人

(付箋)
「貳拾貳人内男拾八人」

右之通真宗当寺旦那紛無御座候、若宗門之儀ニ付、如何

様之儀出来仕候共、拙僧罷出、埒明可申候、為後日仍如

件

弘化三年 意宇郡□□村

午三月朔日 竹園寺寂満

国府久馬殿

永井真三郎殿

右之通寺手形堅相改、少茂相違無御座候、若乍此上不吟

味仕、紛敷宗旨御座候与訴人出候ハ、如何様ニ茂曲事可

被仰付候、為後日仍如件

弘化三年 大原郡□□村

午三月朔日 年寄伴兵衛

庄屋文太郎

与頭源五右衛門 ㊦

下郡喜三右衛門 ㊦

「竹園寺宗旨証拠帳」について

国府久馬様

永井真三郎様

〔間紙〕
□村

午三月宗門御改以後増人

一 九郎右衛門
房

歳貳拾七

此者□□村鉢屋市郎兵衛女子むら

意字郡□□村真宗竹蘭寺旦那去十

一月引越参候而茂同寺旦那ニ而御

座候

一 知左衛門
男子喜之助

歳貳ッ

一 惣兵衛
女子しけ

歳貳ッ

一 類之助
房

歳貳拾七

此者意字郡□□□村鉢屋嘉右衛門

女子たよ同郡□□村四条時宗円福

寺旦那去十一月引越参同郡□□村

真宗竹蘭寺旦那ニ罷成候

増人数メ四人内男壹人
女三人

一減人無御座候

右当未宗門御改鉢屋増減目録如斯ニ御

座御、以上

未正月

庄屋文太郎◎

〔表紙〕
弘化四年

大原郡□村鉢屋真宗従寺方宗旨証拠帳

未四月朔日

下

一谷五郎◎

歳六拾五

源六
男子源六◎

歳四拾壹

女房◎

歳三拾六

同人
男子友太郎◎

歳拾四

男子九郎右衛門◎

歳三拾六

九郎右衛門
女房◎

歳貳拾七

同人
男子喜一郎◎

歳六ッ

メ七人内男五人
女貳人

右真宗

竹蘭寺◎

一卯左衛門[㊦] 歳貳拾七

男子喜之助[㊦] 歳貳ッ

メ男貳人

右真宗 竹園寺[㊦]

一惣兵衛[㊦] 歳三拾貳

女 房[㊦] 歳三拾

男子助次郎[㊦] 歳拾貳

女子しげ[㊦] 歳貳ッ

祖 母[㊦] 歳八拾四

メ五人内男貳人
女三人

右真宗 竹園寺[㊦]

一十三郎[㊦] 歳五拾四

女 房[㊦] 歳五拾

男子類之助[㊦] 歳三拾

類之助
女 房[㊦] 歳貳拾六

同人
男子嘉一郎[㊦] 歳五ッ

女子ふさ[㊦] 歳貳拾五

「竹園寺宗旨証拠帳」について

メ六人内男三人
女三人

右真宗 竹園寺[㊦]

一岩 藏[㊦] 歳三拾九

男子メ次郎[㊦] 歳拾壹

メ男貳人

右真宗 竹園寺[㊦]

人数合式拾貳人内男拾四人
女八人

右之通真宗当寺且那紛無御座候、若宗門之儀ニ付、如何様之儀出来仕候共、拙僧罷出、埒明可申候、為後日仍如件

弘化四年 意宇郡□□村

未四月朔日 竹園寺寂満[㊦]

小川太祖右衛門殿

諏訪郡次郎右衛門殿

右之通寺手形堅相改、少し茂相違無御座候、若乍此上不吟味仕、紛敷宗旨御座候与訴人出候ハ、如何様ニ茂曲事可被仰付候、為後日仍如件

弘化四年 大原郡□村

未四月朔日

年寄伴兵衛印

庄屋文太郎印

与頭五郎右衛門印

下郡三郎左衛門印

同人

男子喜一郎印

九郎右衛門
男子勝太郎印

歳七ツ

八人内男六人
女貳人

右真宗

竹園寺印

一卯左衛門印

歳貳拾八

男子喜之助印

歳三ツ

男貳人

右真宗

竹園寺印

一惣兵衛印

歳三拾三

女房印

歳三拾壹

男子助次郎印

歳拾三

女子しげ印

歳三ツ

祖母付箋「此者去四月相果申候」歳八拾五

五人内男貳人
女三人

四人内男貳人
女貳人

右真宗

竹園寺印

一十三郎印

歳五拾五

〔表紙〕

弘化五年

大原郡□村鉢屋真宗從寺方宗旨証拠帳

申四月朔日

下

一谷五郎印

歳六拾六

源六
男子源六印

歳四拾貳

源六
女房印

歳三拾七

同人
男子友太郎印

歳拾五

男子九郎右衛門印

歳三拾七

九郎右衛門
女房印

歳貳拾八

女 房[㊦] 歳五拾八

男子類之助[㊦] 歳三拾五

類之助 女 房[㊦] 歳貳拾七

同人 男子嘉一郎[㊦] 歳六ツ

女子ふさ[㊦] 歳貳拾六

メ六人内男三人
女三人

右真宗 竹藪寺[㊦]

一岩 歳[㊦] 歳四拾

男子メ次郎[㊦] 歳拾貳

メ男貳人

右真宗 竹藪寺[㊦]

人数合貳拾三人内男拾五人
女八人

(付箋) 一貳拾貳人内男拾五人
女七人

右之通真宗当寺且那紛無御座候、若宗門之儀ニ付、如何
様之儀出来仕候共、拙僧罷出、埒明可申候、為後日仍如
件

弘化五年 意宇郡□□村

「竹藪寺宗旨証拠帳」について

申四月朔日 竹藪寺寂満[㊦]

小川太祖右衛門殿

志立新藏殿

右之通寺手形堅相改、少し茂相違無御座候、若乍此上不
吟味仕、紛敷宗旨御座候与訴人出候ハ、如何様ニ茂曲事
可被仰付候、為後日仍如件

弘化五年 大原郡□村

申四月朔日 年寄伴兵衛[㊦]

庄屋文太郎[㊦]

与頭五郎右衛門[㊦]

下郡三郎左衛門[㊦]

小川太祖右衛門様

志立新藏様

(表紙) 嘉永二年

大原郡□村鉢屋真宗従寺方宗旨証拠帳

酉四月朔日 下

一一九 (一三三七)

一谷五郎[㊦] 歳六拾七

男子源六[㊦] 歳四拾三

源六 女房[㊦] 歳三拾八

男子友太郎[㊦] 歳拾六

男子九郎右衛門[㊦] 歳三拾八

九郎右衛門[㊦] (付箋) 女房「此者酉八月相果申候」歳貳拾九

男子喜一郎 歳八ッ

九郎右衛門 男子勝太郎[㊦] 歳三ッ

八人内男六人 女貳人

(付箋) 一ノ七人内男六人 女壹人

右真宗 竹園寺[㊦]

一卯左衛門[㊦] 歳貳拾九

男子喜之助[㊦] 歳四ッ

ノ男貳人

右真宗 竹園寺[㊦]

一惣兵衛[㊦] 歳三拾四

女房[㊦] 歳三拾貳

男子助次郎[㊦] 歳拾四

女子しげ[㊦] 歳四ッ

ノ四人内男貳人 女貳人

右真宗 竹園寺[㊦]

一十三郎[㊦] (付箋) 「改号助左衛門」 歳五拾六

女房[㊦]

男子類之助[㊦] 歳五拾九

類之助 女房[㊦] 歳三拾六

男子嘉一郎[㊦] 歳七ッ

女子ふさ[㊦] 歳貳拾七

六人内男三人 女三人

右真宗 竹園寺[㊦]

一岩 歳[㊦] 歳四拾壹

男子ノ次郎[㊦] 歳拾三

ノ男貳人

右真宗 竹園寺[㊦]

右真宗 竹園寺[㊦]

人数合式拾式人内男拾五人
女七人

(付箋)
一老入内男女十五人
六人

右之通真宗当寺旦那紛無御座候、若宗門之儀ニ付、如何様之儀出来仕候共、拙僧罷出、埒明可申候、為後日仍如

件

嘉永二年

意宇郡□□村

(表紙)
嘉永五年

小川太祖右衛門様
塚本官次様

下郡三郎左衛門
(付箋)
一六郎兵衛

酉四月朔日

竹園寺寂満

小川太祖右衛門殿

子三月朔日

下

塚本官次殿

一源左衛門

歳四拾六

右之通寺手形堅相改、少し茂相違無御座候、若乍此上不

女 房

歳四拾壹

吟味仕、紛敷宗旨御座候与訴人出候ハ、如何様ニ茂曲事

男子友太郎

歳拾九

可被仰付候、為後日仍如件

親谷五郎

歳七拾

嘉永二年

大原郡□村

右真宗
四人内男三人
女一人

酉四月朔日

年寄伴七

竹園寺

庄屋文太郎

一九郎右衛門

歳四拾壹

与頭五郎右衛門

男子喜一郎

歳拾壹

(付箋)
一重三郎

男子勝太郎

歳六ッ

「竹園寺宗旨証拠帳」について

一三三九

ノ男三人

同人
男子嘉一郎[㊦]

歳拾ヲ

(付箋)
一四人内男三人
一四人内女一人

女子ふさ[㊦]

歳三拾

右真宗

竹園寺[㊦]

ノ六人内男三人
ノ六人内女三人

竹園寺[㊦]

一卯左衛門[㊦]

歳三拾弐

右真宗

竹園寺[㊦]

男子喜之助[㊦]

歳七ッ

一岩

歳[㊦]

歳四拾四

ノ男貳人

女子

房[㊦]

歳三拾三

右真宗

竹園寺[㊦]

男子ノ次郎[㊦]

歳拾六

一惣兵衛[㊦]

歳三拾七

ノ三人内男貳人
ノ三人内女一人

竹園寺[㊦]

女子房[㊦]

歳三拾五

右真宗

竹園寺[㊦]

男子助次郎[㊦]

歳拾七

人数合弐拾弐人内男拾五人
内女七人

女子しげ

歳七ッ

(付箋)
一三人内男十五人
内女八人

ノ四人内男貳人
内女貳人

右之通真宗当寺且那紛無御座候、若宗門之儀ニ付、如何
様之儀出来仕候共、拙僧罷出、埒明可申候、為後日仍

右真宗

竹園寺[㊦]

如件

一助左衛門[㊦]

歳五拾九

嘉永五年

意字郡□□村

女子房[㊦]

歳六拾弐

子三月朔日

竹園寺寂満[㊦]

男子類之助[㊦]

歳三拾九

遠山惣七殿

類之助

女子房[㊦]

歳三拾壹

森 東藏殿

男子友太郎[㊦]

歳貳拾

(付屬)
「惣人数合貳拾三人内男十五人
女八人」

親谷五郎[㊦]

歳七拾壹

右之通寺手形堅相改、少茂相違無御座候、若乍此上不吟

メ四人内男三人
女一人

味仕、紛敷宗旨御座候与訴人出候ハ、如何様ニ茂曲事可

右真宗

竹園寺[㊦]

被仰付候、為後日仍如件

一九郎右衛門

歳四拾貳

嘉永五年

年寄伴七[㊦]

男子喜一郎[㊦]

歳拾壹

子三月朔日

庄屋文太郎[㊦]

男子勝太郎[㊦]

歳六ツ

与頭重三郎[㊦]

女子とも[㊦]

歳貳ツ

下郡六郎兵衛[㊦]

メ四人内男三人
女一人

遠山惣七様

右真宗

竹園寺[㊦]

森 東藏様

一 卯左衛門[㊦]

歳三拾三

男子喜之助[㊦]

歳八ツ

(表紙)
嘉永六年

メ男貳人

大原郡□村鉢屋真宗從寺方宗旨証拠帳

右真宗

竹園寺[㊦]

丑四月朔日

下

「

一 惣兵衛[㊦]

歳三拾八

一源左衛門[㊦]

歳四拾七

女 房[㊦]

歳四拾貳

男子助次郎[㊦]

歳拾八

「竹園寺宗旨証拠帳」について

一三三 (一三四一)

女子しげ

歳八ツ

ノ四人内男貳人
女貳人

右真宗

竹園寺[㊦]

一助左衛門[㊦]

歳六拾

女 房[㊦]

歳六拾三

男子類之助[㊦]

歳四拾

類之助

女 房[㊦]

歳三拾貳

同人

男子嘉一郎[㊦]

歳拾壹

女子ふさ[㊦]

歳三拾壹

ノ六人内男三人
女三人

右真宗

竹園寺[㊦]

一岩 蔵[㊦]

歳四拾五

女 房[㊦]

歳三拾四

男子ノ次郎[㊦]

歳拾七

ノ三人内男貳人
女壹人

右真宗

竹園寺[㊦]

人数合貳拾三人内男拾五人
女八人

右之通真宗当寺旦那紛無御座候、若宗門之儀ニ付、如何様之儀出来仕候共、拙僧罷出、埒明可申候、為後日仍如件

嘉永六年

意字郡□□村

丑四月朔日

竹園寺寂満[㊦]

遠山惣七殿

丹羽与兵衛

惣人数合貳拾三人内男十五人
女八人

右之通寺手形堅相改、少茂相違無御座候、若乍此上不吟味仕、紛敷宗旨御座候与訴人出候ハ、如何様ニ茂曲事可被仰付候、為後日仍如件

嘉永六年

大原郡□□村

子四月朔日

年寄伴七[㊦]

庄屋文太郎[㊦]

与頭重三郎[㊦]

下郡六郎兵衛[㊦]

遠山惣七様

丹羽与兵衛様

〔表紙〕
嘉永七年

大原郡□村鉢屋真宗從寺方宗旨証拠帳

寅四月朔日

下
└

一源左衛門◎

歳四拾八

女 房◎

歳四拾三

男子友太郎◎

歳貳拾壹

親谷五郎◎

歳七拾貳

メ四人内男三人
女壹人

右真宗

竹藪寺◎

一九郎右衛門◎

歳四拾三

男子喜一郎◎

歳拾三

男子勝太郎◎

歳八ツ

女子とも◎

歳三ツ

メ四人男三人
女壹人

右真宗

竹藪寺◎

一卯左衛門◎

歳三拾四

男子喜之助◎

歳九ツ

メ男貳人

右真宗

竹藪寺◎

一惣兵衛◎

歳三拾九

女 房◎

歳三拾七

男子助次郎◎

歳拾九

女子しげ◎

歳九ツ

メ四人内男貳人
女貳人

右真宗

竹藪寺◎

一助左衛門◎

歳六拾壹

女 房◎

歳六拾四

男子類之助◎

歳四拾壹

類之助
女 房◎

歳三拾三

同人
男子嘉一郎◎

歳拾貳

女子ふさ◎

歳三拾貳

メ六人内男三人
女三人

「竹藪寺宗旨証拠帳」について

右真宗

竹園寺[㊦]

一岩藏[㊦]

歳四拾六

女房[㊦]

歳三拾五

男子[㊦]次郎

歳拾八

三人内[㊦]男式人
女宍人

右真宗

竹園寺[㊦]

人数合式拾三人内[㊦]男拾五人
女八人

右之通真宗当寺且那紛無御座候、若宗門之儀ニ付、如何

様之儀出来仕候共、拙僧罷出、埒明可申候、為後日仍如

件

意字郡□□村

嘉永七年

竹園寺寂満[㊦]

寅四月朔日

桂田又助殿

鈴村祐平殿

(付箋)
「永田莊藏」

右之通寺手形堅相改、少茂相違無御座候、若乍此上不吟

味仕、紛敷宗旨御座候与訴人出候ハ、如何様ニ茂曲事可
被仰付候、為後日仍如件

嘉永七年

大原郡□村

寅四月朔日

年寄伴七[㊦]

庄屋文太郎[㊦]

与頭重三郎[㊦]

下郡六郎兵衛[㊦]

桂田又助様

鈴村祐平様

(付箋)
「永田莊藏」

(表紙)

安政二年

大原郡□村鉢屋真宗從寺方宗旨証拠帳

(付箋)
「辰年増減無し」

卯四月朔日

下

一源左衛門[㊦]

歳四拾九

女 房[㊦]

歳四拾四

男子友太郎[㊦] 歳貳拾弐

親谷五郎[㊦] 歳七拾三

ノ四人内男三人
女一人

右真宗 竹園寺[㊦]

一九郎右衛門 歳四拾四

(付屬)
「運八」

男子喜一郎[㊦] 歳拾四

男子勝太郎[㊦] 歳九ツ

女子とも[㊦] 歳四ツ

ノ四人内男三人
女一人

右真宗 竹園寺[㊦]

一卯左衛門[㊦] 歳三拾五

男子喜之助[㊦] 歳拾ヲ

ノ男貳人

右真宗 竹園寺[㊦]

一惣兵衛[㊦] 歳四拾

女房[㊦] 歳三拾八

「竹園寺宗旨証拠帳」について

男子助次郎[㊦] 歳貳拾

女子しげ 歳拾ヲ

ノ四人内男貳人
女二人

右真宗 竹園寺[㊦]

一助左衛門[㊦] 歳六拾弐

女房[㊦] 歳六拾五

男子類之助[㊦] 歳四拾弐

類之助
女子房[㊦] 歳三拾四

同人
男子嘉一郎[㊦] 歳拾三

女子ふさ[㊦] 歳三拾三

ノ六人内男三人
女三人

右真宗 竹園寺[㊦]

一岩 歳四拾七

女房[㊦] 歳三拾六

男子ノ次郎[㊦] 歳拾九

ノ三人内男貳人
女一人

右真宗 竹園寺[㊦]

人數合式拾三人内男拾五人
女八人

桂田又助様

右之通真宗当寺且耶紛無御座候、若宗門之儀ニ付、如何

永田莊藏様

様之儀出来仕候共、拙僧罷出、埒明可申候、為後日仍

如件

安政二年

意宇郡□□村

(表紙)
安政三年

卯四月朔日

竹園寺寂満㊦

大原郡□□村鉢屋真宗從寺方宗旨証拠帳

桂田又助殿

辰四月朔日

下
」

永田莊藏殿

一源左衛門㊦

歳五拾

惣人數合式拾三人内男十五人
女八人

(付巻)
一源六」

右之通寺手形堅相改、少茂相違無御座候、若乍此上不吟

女房㊦

歳四拾五

味仕、紛敷宗旨御座候与訴人出候ハ、如何様ニ茂曲事可

男子友太郎㊦

歳貳拾三

被仰付候、為後日仍如件

(付巻)
「友太郎

巳

安政二年

大原郡□□村

女子ちよ

歳八ツ」

卯四月朔日

年寄伴七㊦

親谷五郎㊦

歳七拾四

庄屋文太郎㊦

(付巻)
「四人内男三人
女壹人

与頭重三郎㊦

(付巻)
「五人内男三人
女貳人」

下郡六郎兵衛㊦

右真宗

竹園寺無住

代判

光乘寺誠心[㊦]

一運八[㊦]

歳四拾五

男子喜一郎[㊦]

歳拾五

男子勝太郎

歳拾ヲ

女子とも[㊦]

歳五ッ

メ四人内男三人
女一人

右真宗

竹園寺無住

代判

光乘寺誠心[㊦]

一刃左衛門[㊦]

歳三拾六

男子喜之助[㊦]

歳拾壹

メ男貳人

右真宗

竹園寺無住

代判

光乘寺誠心[㊦]

一惣兵衛[㊦]

歳四拾壹

「竹園寺宗旨証拠帳」について

女房[㊦]

歳三拾九

男子助次郎[㊦]

歳貳拾壹

女子しけ

歳拾壹

メ四人内男貳人
女一人

右真宗

竹園寺無住

代判

光乘寺誠心[㊦]

一助左衛門[㊦]

歳六拾三

女房[㊦]

歳六拾六

男子類之助[㊦]

歳四拾三

類之助

歳三拾五

女房[㊦]

歳拾四

男子嘉一郎[㊦]

歳三拾四

女子ふさ[㊦]

メ六人内男三人
女三人

右真宗

竹園寺無住

代判

光乘寺誠心[㊦]

一二九 (一三四七)

一岩藏[㊤]

歳四拾八

平井伝兵衛殿

女房[㊤]

歳三拾七

惣人数式拾三人内男拾五人
女八人

男子ノ次郎[㊤]

歳式拾

(付箋)
一式拾四人内男十五人
女九人

ノ三人内男式人
女老人

右真宗

竹園寺無住

右之通寺手形堅相改、少茂少茂相違無御座候、若乍此上不吟味仕、紛敷宗旨御座候与訴人出候ハ、如何様ニ茂曲事可被仰付候、為後日仍如件

代判

光乘寺誠心[㊤]

安政三年

大原郡□村

人数合式拾三人内男拾五人
女八人

辰四月朔日

年寄伴七[㊤]

(付箋)
「廿四人内男十五人
女九人」

庄屋文太郎[㊤]

右之通真宗当寺且那紛無御座候、若宗門之儀ニ付、如何様之儀出来仕候共、拙僧罷出、埒明可申候、為後日仍如件

与頭重三郎[㊤]

右之通真宗当寺且那紛無御座候、若宗門之儀ニ付、如何様之儀出来仕候共、拙僧罷出、埒明可申候、為後日仍如件

下郡六郎兵衛[㊤]

件

市川虎市様

安政三年

意宇郡□□村

平井伝兵衛様

辰四月朔日

竹園寺無住

代判同郡□□村

(表紙)
嘉永七年

宝照山光乘寺誠心[㊤]

大原郡□□村鉢屋真宗従寺方宗旨証扱帳

市川虎市殿

寅四月朔日

下

」

一理平[㊦] 歳六拾九

女房[㊦] 歳五拾八

男子覚平[㊦] 歳四拾

覚平
女房[㊦] 歳三拾弐

同
女房[㊦] 歳拾四

同
女子てん[㊦] 歳五ツ

同
男子武一[㊦] 歳三拾五

男子力松[㊦]
メ七人内男四人
女三人

右真宗 竹園寺[㊦]

一理藏[㊦] 歳六拾三

女房[㊦] 歳五拾五

八太郎
男子八太郎[㊦] 歳三拾九

女房[㊦] 歳三拾七

同
女子まき[㊦] 歳拾八

同
男子銀次郎[㊦] 歳八ツ

同
男子□太郎[㊦] 歳弐ツ

男子米藏[㊦] 歳拾九

「竹園寺宗旨証拠帳」について

妹たね[㊦] 歳五拾弐

メ九人内男五人
女四人

右真宗 竹園寺[㊦]

一菊右衛門[㊦] 歳七拾弐

女房[㊦] 歳七拾三

(付箋)
「此者去九月相果申候」

男子文十[㊦] 歳四拾弐

文十
男子友平[㊦] 歳拾三

メ四人内男三人
女一人

(付箋)
「男三人」

右真宗 竹園寺[㊦]

人数合弐拾人内男拾弐人
女八人

(付箋)
「拾九人内女七人」

右之通真宗当寺旦那紛無御座候、若宗門之儀ニ付、如何
様之儀出来仕候共、拙僧罷出、埒明可申候、為後日仍如
件

嘉永七年 意宇郡□□村

寅四月朔日

竹園寺寂満[㊦]

桂田又助殿

鈴木祐平殿

右之通寺手形堅相改、少茂（少）無御座候、若乍此上不吟味仕

紛敷宗旨御座候与訴人出候ハ、如何様ニ茂曲事可被仰付

候、為後日仍如件

嘉永七年

大原郡□□村

寅四月朔日

年寄五郎右衛門[㊦]

庄屋仙右衛門[㊦]

与頭重三郎[㊦]

下郡六郎兵衛[㊦]

桂田又助様

鈴木祐平様